

議案第28号

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例（昭和32年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「100分の252.5」を「100分の262.5」に改める。

第2条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改め、同項第2号中「100分の262.5」を「100分の257.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の幕別町議会議員の期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の幕別町議会議員の期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。